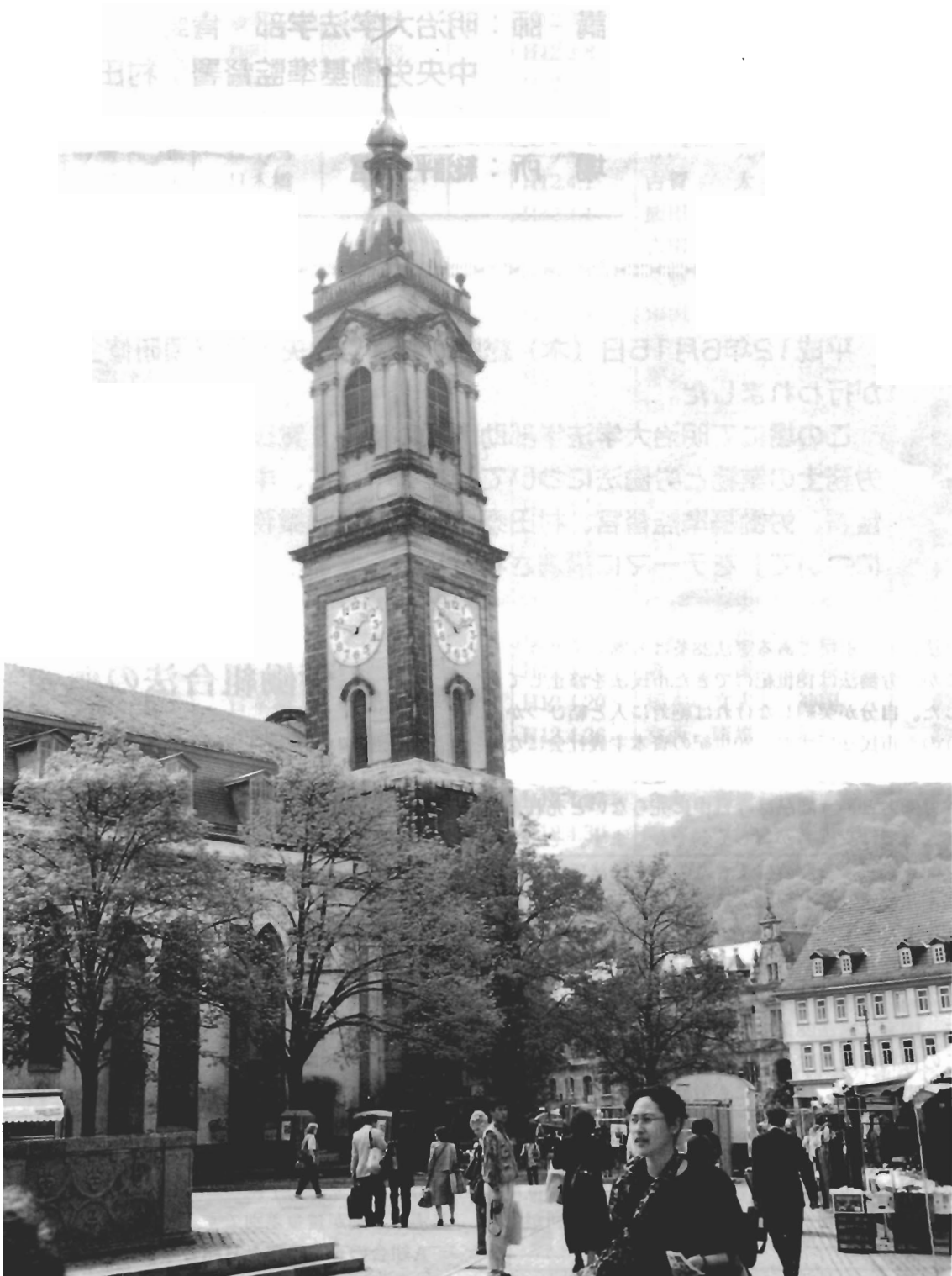


東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03(3295)4651 発行人 柏木弘文



東ドイツ・アイゼナハのゲオルゲン教会にて

牧野武夫会員撮影



「社会保険労務士の 業務と労働法について」

講 師：明治大学法学部 青野 覚氏

中央労働基準監督署 村田泰昌氏

日 時：平成12年6月15日

場 所：総評会館

平成12年6月15日（木）総評会館にて中央地区必須研修会
が行われました。

この場にて明治大学法学部助教授、青野 覚氏が「社会保険
労務士の業務と労働法について」をテーマに、中央労働基準監
督署、労働基準監督官、村田泰昌氏が「企画業務型裁量労働制
について」をテーマに講演されました。

労働組合法とその根拠である憲法28条は労働者をどうと
らえているか。労働法は18世紀にできた市民法を修正して
生まれました。自分が契約しなければ絶対に人と結びつか
ないというのが市民法ですが、20世紀の資本主義社会にな
りますと、労働者と使用者の間に労働力と資本金が存在し
てきます。労働力という商品は今日中に売らないと売れま
せんから、これでは交渉力が著しく弱くなります。そこで
事実上の支配を修正するためにできたのが労働法です。

労働基本権が憲法28条で保障されていることの意味には
三つの特徴があります。

一つに、団結権、団体交渉権、団体行動権は労働者にし
か保障されていません。

二つ目に、国家は憲法28条で勤労者の権利を保障してい
ますが、この権利は使用者にも及んでいます。

三つ目に、憲法28条にはどこにも労働組合と書かれてい
ませんが、争議権、団体交渉権、団結権を行使する主体は
集団ですから、権利の主体と行使の主体が分かれています
という前提で権利をとらえています。権利がぶつかり合った
とき、使用者の権利を制約するところに労働者の権利が生
まれてきます。

労働組合法の概要

労働組合の出発点は団結の自由と団結の自治です。団結
の自由とは、だれとどんな組合をつくろうと勝手である。
団結の自治とは、つくったからには勝手に自分たちで決定
できる。組合の自己決定が柱になります。

労働組合の要件には積極的な要件と消極的な要件があり
ます。労働者が主体となって労働条件を引き上げる。そし
て自主性と民主性、御用組合の排除と自主的な組合の育成、
ヒモ付きの組合はだめですよということです。

不当労働行為というのはアメリカの制度の直訳でして、
違法とかそういうレベルではなくてアンフェアな行為を言
います。7条に使用者はしてはならないと書いてありますが
が、アンフェアだからしてはならないわけです。

組合員を組合員であるということで賃金格差をつけるこ
とはアンフェアです。現在、500人以上の企業の不当労働
行為の申し立ての7割が併存組合ですし、この併存組合の
差別の8割が賃金差別です。

A組合の査定の率とB組合の査定の率を比べて、この率

に決定的な格差があることを組合に雰囲気としてつかませる。雰囲気をつかませると立証責任が転嫁して、会社側が合理的な理由による格差であることを立証しないと不当労働行為になる。これは差別問題に共通する認定方法でして、非常に有効です。

団体交渉のところではまず誠実団交義務という点に留意してください。わしの目の黒いうちは組合を一步も入れないなどというのはだめです。まずテーブルに着いて、そこで自分の意見の正当性を主張してください。だからといって、のむ必要はありませんが。そして、団交で一番問題になっているのは使用者側の交渉当事者という問題です。A社があって、その下請けのB社がある。B社の労働組合は親会社のA社を団交の相手にできるかどうか。

裁判所の判決としては、この使用者は労働契約上の使用者でないが、労働組合法上の使用者である。労働契約を結んでいるのはB社だけど、労働者の労働条件等への現実かつ具体的支配力がある場合には、労働組合法から見てA社が使用者である。だから、A社が団交を拒否したら不当労働行為になるというのがこの場合の判決です。

労働協約をドイツ語でタリフ・フェルトラグと言います。タリフとは賃率、フェルトラグとは契約ですから、賃率についての契約を労働組合が決める。これが労働協約です。その結ばれた労働協約を下回することはできない。これは日本の立法上でも明確になっていますが、業績のいいときに結んだ協約を、業績が悪くなって引き下げた協約を結んだとき、この協約で労働者の賃金を引き下げることができるか。最高裁では、協約で得た労働条件を引き下げる新たな協約は法的拘束力がある。つまり、協約で取ったものは協約で失うのが原則ですが、一部の人をねらい打ちにしたようなことはだめというのが出されています。

最後に争議行為です。労働者が団結して争議行為をするのは、民法の理屈でいえば違法です。では、組合幹部が組合員個人に「ストライキだから会社に出てくるな」というのはどうか。市民法と労組法は2段階評価をされていて、労組法は市民法の上に立っています。ですから、労組が権利の行使として請求するのは妥当であるという判断です。

「企画業務型裁量労働制について」

中央労働基準監督署 村田泰昌氏

昨年の4月に労働基準法の大きな改正がありまして、その一環として企画業務型裁量労働制が1年延ばしのこの4月1日から施行する運びになりました。裁量労働制についての届け出は現在まで4件しか出ていませんが、裁量労働制が施行になったとき、3年のちにもう1度見直しをするという付帯決議がついています。3年の間に出てきたいいろいろな問題について見直しを行い、より実効のある制度にしていきたいと考えています。

企画業務型裁量労働制の 導入手順と留意点

まず、導入条件の確認ですが、これについては事前に労使協議をしていただきます。どういったところに適用できるのか。適用できる事業場は、本社、またはそれに準ずる事業場というふうに狭くされていますが、規模的なものについての制約はありません。仮にそういった事業場であった場合、次に対象業務に該当するのかどうか、対象労働者の範囲についてはどうか。職務経験・知識、常態か兼務かというようなことを見ていきます。そして導入目的、必要性、効果等を労使間できちんと協議しておいていただきたい。もう一つ重要なことは、その事業場が導入できるような状況にあるかどうかです。

いよいよ導入しようとなりますと、過半数組合があるかどうかということと、組合はないというところに分けられます。労使委員会をつくるにあたって委員を選任していただきますが、過半数組合がある場合はその組合と話し合いますし、もし過半数組合がない場合は過半数の労働者の代表と話し合ってください。委員が選ばれましたら、今度はこの方々の信任投票を行うことになりますが、この方々が選ばれたということを労働者に周知し、例えば本社でしたら、本社に所属している労働者全員の過半数の信任を得なければなりません。

次に労使委員会の設置となりますが、労働者側4人と使用者側4人の8人の委員で設置しましたら速やかに監督署に届け出てください。そして、どのように委員会を運営していくかというので運営規程を策定していただきますが、この内容については同意を得ておく必要があります。委員会の当面の仕事は法律に基づいて決議をしていかなければいけません。そのために労使委員会による調査、審議がなされますが、決議しましたら決議届を監督署に提出します。この制度が実施されたのちは、決議が行われた日から起算して6カ月以内に1回、定期的に報告していただくことになっています。そして、決議の自動更新は認めていません。有効期間を満了したとき、もう1度継続する場合はもう1度決議をして届け出ることになります。

事業計画をお知らせします

1 今年度の支部重点施策

社会保険労務士業界と当支部をめぐ
る環境変化を考慮し、以下の項目から
なる重点施策を掲げ、今年度の支部活
動を進めていく。

- ①会員増加に対応した、支部組織の強
化と資質の向上を図る。
- ②新規入会者に対する社会保険労務士
としての心構えや支部活動の理解を
深めるためセミナーの充実を図る。
- ③会員相互の情報交換と一層の資質向
上のため、支部研修会の充実を図る。

2 具体的支部事業

今年の具体的支部事業は、上記重点
施策を踏まえ次の通りとする。

(1)組織の強化対策

- ①会員増加に対応した組織の在り方並
びに事務局機能の充実について研究
する。
- ②組織の強化に必要な事業を行う。

(2)資質の向上対策

- ①資質向上のための研修会を開催する。
- ②会員相互の情報交換のための事例研
究を検討する。

(3)広報活動

- ①支部会報を発行する。
- ②研修会等を通じて労働・社会保険関
連情報の提供を行う。
- ③東京都社会保険労務士会と連携し、
当支部活動を対外的にも広報してい
く。

(4)開業会員名簿を発行する。

(4)中央地区協議会(千代田・中央支部、 文京支部、台東支部の構成)活動

- ①中央地区協議会の行う街頭相談事業
への積極的参加。
- ②中央地区協議会の親睦を図るため事
業への参加。

(5)関係行政機関等への協力

- ①中央労働基準監督署の行う労働保険
指導員制度への参加促進及び労働保
険新規加入説明会への講師派遣。

- ②社会保険事務所への算定基礎届相談
員の派遣及び未適用事業所適用促進
巡回説明の実施。

- ③中央区役所への年金相談員派遣、及
び千代田区役所への区民相談員の派
遣。

- ④東京商工会議所への相談員派遣。

- ⑤労働基準監督署・公共職業安定所へ
の名札掲示の整備実施。

- ⑥税理士等、他士業との交流の実施。

(6)福利厚生対策

- ①会員の福利厚生の一環として文化体
育活動を実施する。

- ②各種同好会の育成と広報を実施する。

3 支部の活動日程

(1)支部会議の日程

平成13年4月11日(木)

(2)正副支部長・委員長会議開催予定日

平成12年5月24日(木)、6月15日(木)

7月5日(木)、9月12日(火)

10月6日(金)、11月7日(火)

12月6日(木)、

平成13年1月11日(木)、2月7日(木)

3月14日(木)、4月11日(木)

(3)幹事・監査・顧問会議開催予定日 (年4回正副支部長・委員長会議と 同日に開催)

平成12年5月24日(木) ~~9月13日(木)~~

平成13年3月14日(木)

4月11日(木)

9月12日(火)

に変更

(4)例会開催予定日

平成12年7月5日(木)

10月6日(金)

11月7日(火)

平成13年1月11日(木)

3月14日(木)

(5)委員会開催予定日

年4回程度とし、必要に応じ開催する。

(6)研修会開催予定日

平成12年6月15日(木)地区協必須研修

7月5日(木)

10月6日(金)

11月7日(火)支部必須研修

平成13年1月11日(木)

3月14日(木)

(7)会報の発行予定日

年4回発行する。(7月、10月、1月、
3月)

(8)懇親会の開催予定日

平成12年10月6日(金)～10月7日(土)

平成13年1月11日(木)

4月11日(木)

(9)その他の行事

①東京商工会議所相談窓口

……4月、5月の毎週水曜日に協力
する。

②労働保険新規加入事業場説明会

……文京支部と交互に担当につき概ね
隔月協力する。

③中央区役所年金相談コーナー

……4月より毎月協力する。

④臨時労働保険指導員及び相談コー ナー

……5月、6月に協力する。

⑤千代田区役所区民相談(千代田図書館 内)

……4月より毎月協力する。

⑥算定基礎届相談コーナー

……8月に協力する。

⑦労働保険適用促進協力

……10月に協力する。

⑧未適用事業所適用促進協力

……2月、3月に協力する。

⑨新規入会者懇談会

……2月に開催する。

⑩支部ボウリング大会

……3月に開催する。

⑪関係官庁との事務打ち合わせ会

……随時開催する。



「政治連盟の役目」

東京都社会保険労務士政治連盟

千代田・中央支部

幹事長 渡辺 和洋

「政治連盟は顔が見えない。年会費6千円を徴収して何をやっているのか分からない。だから、政治連盟には入りたくない。」という会員の声はよく聞く。

「選挙の時に自分の主義・主張と異なる政党の候補者を推薦・支援しているから。」との答えが帰ってくることもある。また、「政治連盟は不要だ。我々の主張は、行政官庁に要望をすればいいのであって、政治家に頼むのは邪道だ。」と言う人もいる。

本当にそう言えるのだろうか。我々が関わっている「労働社会保険諸法令は、行政が創るもの」と信じているとしか思えない発言を堂々と披瀝して憚らない人がある。

私は、政治連盟の顔が見えにくいのは、やむを得ない事と思っている。表舞台では、法定団体である本会と共催という形で動くことはあっても、常に裏方にまわり、法定団体には禁止されている活動を任意団体として、業界全体の地位向上のために行動するのが、その使命だからである。

今回の規制改革問題について言えば、既にご案内の通り、平成11年9月30日に全政連の規制改革委員会を発足させ、本会の規制改革対策委員会と協力して精力的に活動してきた。

その成果は、本年5月18日に出了れた自由民主党政務調査会司法制度調査会の中間報告に「社会保険労務士に対する訴訟代理権の付与」として盛り込まれ、その内容は第42回衆議院総選挙における自由民

主党の公約として実現した。

公約の要旨は、次のとおりです。

「訴訟関与について、国民の理解が得られる隣接法律専門職種（行政書士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士等）については、能力的担保措置等の諸条件の整備を進め、訴訟代理権付与の早期実現を目指します。」

各政党に対する政治連盟の陳情・要望等が無ければ、党の選挙公約の中に社会保険労務士の名を見出す事は無かったと思う。

この会報がみなさんのお手元に届く頃には、総選挙で選ばれた新しい議員によって新内閣が発足していることでしょう。

「自分の職域は、他人に与えられた土俵だけで充分」というのも一つの考え方でしょう。しかし、「我々の職域は、我々が造る。」との思いで会費を納入している会員によって広げられた職域は、等しく全員に与えられる。

政治連盟の活動を維持するため、本年度は3千円の臨時会費を徴収しなければならない事態に追い込まれた。

本会の会員5千余名が通常の年会費を納入していたただければ、このような事態には至らなかった筈です。今からでも遅くありません。年会費6千円の納入をお願いする次第です。

●第一部会・第二部会 日程のご案内 ●

支部会員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

第一部会例会及び第一、第二両部会合同研修会の今年度の日程が、下記の通り決まりましたのでご案内いたします。ご出席下さいますよう、宜しくお願いいたします。

〔記〕

第1回	平成12年	7月31日(月)
第2回	平成12年	9月21日(木)
第3回	平成12年	10月18日(水)
第4回	平成12年	11月14日(火)
第5回	平成13年	2月14日(水)
第6回	平成13年	3月7日(水)

時間、研修内容等の詳細は、後日改めてご案内いたします。

健康日本21推進フォーラムが初総会

「健康日本21」は厚生省を中心に国民の健康に関する意識の向上を目的として策定されましたが、今回この健康日本21を企業や団体等産業界が側面から支援するために、平成11年11月に設立された「健康日本21フォーラム」の第1回総会が5月26日、東京南青山の健保会館で行われました。

活動目標は①厚生省および関連機関の健康日本21運動推進に積極的に参画・支援する、②産業界を対象に、従事者への健康増進・啓発はもとより、市民の健康ニーズに応えるビジネス開拓を支援する、③一般市民を対象にマスメディアを動員して健康日本21コンセプトの啓発およびこれを支援する産業界の姿勢をアピールする、とし、この3つをテーマに厚生省の計画進捗状況に連絡し、関係各界との綿密な協議のもとに活動の方向づけを図ることを基本方針と位置づけています。

26日の総会では冒頭に健康日本21推進フォーラム理事長の高久史麿氏（自治医科大学学長）があいさつし、本年4月から始まっている健康日本21運動に関して「厚生省・地方自治体が中心となって推進しているが、国民的な健康推進運動を企業や団体などの産業界と一緒に、いろいろな形で国をサポートしていきたい」と述べ、行政と産業界と協力しながら進める姿勢を示しました。同フォーラムは健康日本21を産業界から支援するとともに、企業にとっての新たなビジネス開発を目的としています。

いわゆる産学官の提携・協力体制により、国民の健康増進の啓発が推進されることが期待されています。

薬剤比率、過去最低に

平成10年社会医療診療行為別調査の概況

医療費全体の中で投薬や注射など薬剤費が占める割合を示す全薬剤比率は、24.0%で前年より3.5%減少し、過去最低になったことが、厚生省の「平成10年社会医療診療行為別調査の概況」でわかりました。調査は中小企業のサラリーマンが加入する政府管掌健康保険と自営業者などが入る国民健康保険について平成10年6月の診療内容を調べたものです。

調査によると、全薬剤比率は全体で前年の27.5%より3.5%減少して、24.0%となりました。入院と入院外に分けてみると入院が前年より2%減の12.8%、入院外が4.4%減の35.3%となり、特に入院外が大きく下がったことがわかります。その内訳を見ると、入院では注射薬剤比が高く、入院外では投薬薬剤比が高くなっています。

さらに、入院外を一般医療と老人医療とに分けてみると一般医療が32.9%で前年より3.7%減少、老人医療が39.3%で前年より5.4%減少していました。

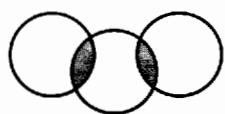
厚生省では薬価基準を引き下げたり、患者が薬の種類に応じて薬剤費を一部負担する「薬剤一部負担制度」を導入した効果が現れたものと見ています。

VDT症候群

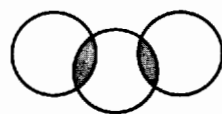
VDTはビジュアル・ディスプレイ・ターミナルの略。VDT症候群とは液晶やブラウン管などのディスプレイ表示装置を用いたテレビやコンピューター、ワープロなどのOA機器を操作することによって起きるなんらかの身体的な異常のことをいいます。症状としては、①目のかすみ、疲れ、視力低下②肩こり、腰痛、頭痛③ストレス④精神障害などがあります。特に多いのが目の症状で眼精疲労が代表格といえます。VDT作業をするときには画面にちらつきや反射光防止のスクリーンをつける、室内の照明を均等化する、1時間連続で作業をしたら10分から15分程度の休憩を取るようにすると良いでしょう。

携帯電話の電磁波規制

以前から一部の学者・研究者が問題視していた携帯電話から発する微弱な電磁波の人体に及ぼす影響について、郵政省がようやく本格的な調査に乗り出すことになり、その成り行きが注目されています。とくに世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（IARC）が呼びかけ、欧米など13カ国で始まろうとしている「脳しゅようとの因果関係に関する国際調査」に、遅ればせながら参加する意思表示をしました。電磁波が身体を加熱する作用は早くから知られており、それを防護する安全基準も設けられていますが、携帯電話のように周波数が高く出力が小さい機械については具体的研究が遅れていました。とくに世界各国で重視されている「頭部への吸収量」に関する規制については、これまでの日本はガイドラインにとどまっていたことが、そこから踏み出し、年内に測定方法を統一して研究を進め、来年には義務づける方針だといっています。



新入会員を紹介します



入会年月日	氏 名	地 区	種 別
H12.1.1	齋藤 誠	麹町	開業
H12.1.1	増田 瑞恵	神田	開業
H12.1.1	青柳 憲司	麹町	勤務
H12.1.1	今村 明彦	麹町	勤務
H12.1.1	岩崎 仁弥	麹町	勤務
H12.1.1	関谷 道昭	麹町	勤務
H12.1.1	町田 睦夫	麹町	勤務
H12.1.1	渡部 あづさ	麹町	勤務
H12.1.1	宮田 固	神田	勤務
H12.1.1	府坂 正	日本橋	勤務
H12.1.1	萬田 真由美	日本橋	勤務
H12.1.1	石丸 喜博	京橋	勤務
H12.1.1	杉浦 幸夫	京橋	勤務
H12.1.1	橋本 治子	京橋	勤務
H12.1.18	坂井 康一	麹町	開業
H12.1.18	宮本 哲夫	麹町	勤務
H12.1.24	大脇 ひと美	日本橋	勤務
H12.1.24	関 裕子	日本橋	勤務
H12.1.28	大塚 昌子	日本橋	勤務
H12.2.1	齊藤 学	京橋	開業
H12.2.1	小川 三郎	麹町	勤務
H12.2.1	太古 伸幸	麹町	勤務
H12.2.1	原 紋子	麹町	勤務
H12.2.1	眞塩 幸夫	麹町	勤務
H12.2.1	深瀬 勝範	神田	勤務
H12.2.1	真々田 秀男	神田	勤務
H12.2.1	白井 公子	日本橋	勤務
H12.2.3	松尾 直彦	麹町	勤務
H12.2.15	佐藤 重夫	日本橋	勤務
H12.2.17	吉野 美奈子	麹町	開業
H12.3.1	石上 均	日本橋	開業

入会年月日	氏 名	地 区	種 別
H12.3.1	大場 弘志	麹町	勤務
H12.3.1	橋口 修一	神田	勤務
H12.3.1	藤井 順子	神田	勤務
H12.3.1	水野 幸江	日本橋	勤務
H12.3.1	元田 香里	日本橋	勤務
H12.3.8	赤井 弘一	麹町	開業
H12.3.8	酒井 健雄	麹町	開業
H12.3.15	北 貴文	麹町	勤務
H12.4.1	朝比奈 睦明	麹町	開業
H12.4.1	寺田 晃	麹町	開業
H12.4.1	古賀 太	神田	開業
H12.4.1	飯田 裕樹	日本橋	開業
H12.4.1	吉田 信也	日本橋	開業
H12.4.1	大脇 ひと美	京橋	開業
H12.4.1	福田 哲也	京橋	開業
H12.4.1	尾崎 実花	麹町	勤務
H12.4.1	櫻又 孝子	麹町	勤務
H12.4.1	田口 修身	麹町	勤務
H12.4.1	出口 操	麹町	勤務
H12.4.1	前田 純岑	麹町	勤務
H12.4.1	村岡 功	麹町	勤務
H12.4.1	千田 紀子	神田	勤務
H12.4.1	坂口 慎一	日本橋	勤務
H12.4.1	佐藤 泰史	京橋	勤務
H12.4.1	宮崎 出	京橋	勤務
H12.4.10	森 優	京橋	勤務
H12.4.20	榎本 文夫	神田	勤務
H12.4.26	宮西 康雄	麹町	勤務
H12.4.26	内木 孝次	神田	勤務
H12.4.27	金丸 和史	日本橋	開業
H12.4.30	嶋倉 貞男	麹町	勤務

第7回千代田・中央支部主催

親睦ボウリング大会



平成12年3月7日(火)、第7回千代田・中央支部主催ボウリング大会が水道橋の後楽園ボウリングセンターで実施されました。40名の方が参加し、腕を競い合いました。結果は以下の通りです。

優 勝	雨宮 功 (神田地区)	329
準優勝	高根 祐司 (麹町地区)	317
第3位	大畑 雅弘 (麹町地区)	316



スキー同好会だより

梅雨空のもと 金時山への ハイキング



今年の日帰りハイキングは6月17日(日)に箱根金時山に8人の参加で行いました。梅雨の合間でお天気は何とか持つだろうとの予想に反し、頂上付近で大雨となり金時娘との対面もせずに下山。

昼食は金時神社の境内(軒下)をお借りして恒例のラーメンに舌つづみ。予定を早めて湯本に戻り、温泉に浸りそしてビール。雨に乾杯!

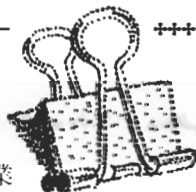
ハイキング、スキー、アフタースキーと楽しい行事を企画しています。

スキー同好会の会員を募集中です。

スキー同好会

吉瀬 君江

あ
と
が
き



2000年度千代田・中央支部事業計画が4月12日の定例支部会議において承認され、スタートいたしました。今年度は、今世紀最後の年度であると同時に次期支部役員および東京会役員の改選期という節目の年であります。

世界の公認会計士団体が構成する世界会計士連盟(IFAC)は、5月24日英エディンバラで総会を開き、会長に日本の監査法人太田昭和センチュリーの代表社員である藤沼重起氏を日本人として初めて選出しました。

今、企業では、連結決算重視、退職給付債務の計上、時価会計など新会計基準への移行のため、厳しい経営状況におかれています。会長国となったことで、欧米から一層国際会計基準への転換圧力が高まりそうです。

我々社会保険労務士も、企業の国際化に対応した外国人の雇用拡大、年金通算、高齢者の雇用確保、年俸制、業績反映型処遇など新たな人事労務管理の研究が必要となってきております。21世紀型人事労務管理像が少しずつ見えてきたような気がします。

(浅香博胡)

会員異動状況

平成12年1月31日～平成12年4月30日

項目 地区	平成12年1月31日現在			異 動 (増 減)			平成12年4月30日現在		
	開業	勤務	計	開業	勤務	計	開業	勤務	計
麹 町	73	262	335	4	2	6	77	264	341
神 田	82	160	242	-1	-2	-3	81	158	239
日本橋	40	138	178	1	-3	-2	41	135	176
京 橋	62	141	203	3	-6	-3	65	135	200
合 計	257	701	958	7	-9	-2	264	692	956